

○
平省令財務省告示第百十八号
平行成二十三年三月二十二日第五条第一項に關する省令（昭和五十七年大藏省告示第百三十三号）
条件二十一年三月二十二日より告示する。該付國債券（十年）（第三百五十五号）
等を次のとおり告示する。該付國債券（十年）（第三百五十号）

財務大臣 野田佳彦

二 一 発行省令の法律發行號名稱及び根拠記述
条項及の規定の法
の發行號名稱及び根拠記述
の法

用振替法の適用方法
の發行方法

四 三 四

のし定あ争争う札価振の以律社一法会七すた二十財三利付國庫債券（十年）（第三百五十五号）

決、めつ入入。へ格替適下へ債項律計号るめ十四政回
定価らて札札に以を機用へ平、及第にへ法の二号法
を格られ、と發によ下競関を振株び二関第律公年へ
受競た価同行る「争は受け付法」（昭和二十一年四月二十二日）
け争格時「発価に日本銀行もとの法第十三年（昭和二十一年四月二十二日）
た入競率にと行格付本銀もとの法第十三年（昭和二十一年四月二十二日）
各札争行い（以争て行のう。）
申に入わう（以争て行のう。）
込お札れ。下入行とし。）
みいのにる、「札わする。」
のて利お入価値「れ。」
応募率い札格格とる。そ規
募入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

二 ハ 口

国行争非者特国債	札非發競	入価	入価
入価・別債		札格	行札格
市札格第參市	行争	發競	發競
場發競I加場	入	行争額	行争

特別会計に関する法律第四十七
 百国条特五国条特円七つ定億国項計億はき法の二七つ定う額
 八債の別億債の別十に規会二に規会八つ定計千つ定計
 億いにに三いにに円て基関百て基関
 、づす万、づす額きる円額きる
 面發法面發法
 金行律金行律
 額し第額し第
 でた四でた四
 千利十七利十
 八付七十付七

百いに五債のに八、發律公年千いにち面
 七て基万に規関千額行第債度四て基、金
 十はづ円つ定す三面し二のに百はづ財額
 七、き、いにる百金た条發お二、き政で
 億額發同て基法三額利
 四面行法はづ律十で付
 千金し第、き第五三國債
 二額た四額發四万千
 百で利十面行十円二
 三一付七金し六、百に
 十兆国条額た条特五つに
 五四債ので利第別十
 万千に規一付一會二て
 づるめ十億に規

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七
發		振額最		払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込		行争非者特	
札格行行	額	入価・別債入価・別債發競札格		入価・別	
發競価	面	札格第參市札格第參市行争發競金		札格第參	
行争格日	位	發競II加場發競I加場入行争額		發競II加	
格十額	平す額の振	五	円千	千百七	二
二面	成るの記替	万	四	八円十	兆
錢金	二。整載法	円	百	百五	十五
以額	十数又の		七	八億	五億
上百	三倍は規		十八	十千	六億
の円	年の記定		八	六百	六千
そに	三金録に		億	三百	百九
れつ	月額はよ		六	二十二	十九
ぞき	ニに、る		千	三千八	万九
れ九	二十よ最振		六	八万	万九
の十	一二る低替		百	円	千
応九	日も額口		八		三
募円	の面座		十		
価八	と金簿		万		

十
十

三
二

口

の経利入価・別債行争非者特国札非
払過札格第参市及入価・別債発競
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争
み子率行争非者特国發競I加場、入

(二)

に住時額金にの口るに
は者にへ額よに座も係發
、又おたにりつにのる行
前はいだ百算い記と所時
記外てし分出て載し得に
(一)國取、のしは又て税お
の法得当二た、は振がい
算人す該十金前記替源て
式である國を額記録口泉、
にあ者債乗か(一)さ座徵そ
よるがをじらのれ簿収の
り場非發た當算る中さ利
算合居行金該式ものれ子

額面金額の総額× $\frac{1.3}{100} \times \frac{2}{365}$

(一)年
む十式は一
も号に、募・
のによ払入三
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

十額
一面
錢金
額
百円
につき
九十九
円九

二 十 九	十 十 八	十 九 七	十 十 六	十 五	十 四
払者入払元償償 込札場利還還 期參所金金期 日加支額限			後第 の二 利期 子以		
平成財務大臣から通知を受けた者 二十三年三月二十二日			日本面成子、支年銀金三をそ払三行額十支の期月百三十払日と二円年う以し十に三。前、日つ月六各及き二月支び百十間払九円日に期月属に二すお十するい日		
			$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}{13}$		
規下は期た期平定、が金と成控得は出 す次そ銀額し二除税外し る号の行を、十すの國法人額 に第業う算業日とが乗當 つ十日に式月が適用該 い六にたに二でじた金非 て号支當だよ十きを受居 同に払たしり日る金額) じおうる、算を いへと支出支 て以き払し払					